# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成二十六年内閣府・総務省令第七号）

#### 第一条

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第二の一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十四条第一項の全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下この条及び次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十号に掲げる事務を除く。）

#### 第二条

法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給の調整に関する事務

###### 二

健康保険法第五十五条第二項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務

###### 三

健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

健康保険法第百五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第百三十六条第一項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第百十三条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第百四十三条の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

健康保険法第百六条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第百三十七条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第百四十四条の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

健康保険法第百八条（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給の調整に関する事務

###### 七

健康保険法第百十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

健康保険法第百十五条の二第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の二の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

健康保険法第百二十八条第一項の日雇特例被保険者に係る療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給、同条第三項の日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料若しくは家族出産育児一時金の支給又は同条第四項の特別療養費の支給の調整に関する事務

###### 十

健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務

###### 十二

健康保険法施行規則第五十六条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十三

健康保険法施行規則第六十一条第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この条において同じ。）による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十四

健康保険法施行規則第六十二条の四第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十五

健康保険法施行規則第九十八条の二第一項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十六

健康保険法施行規則第百五条第一項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十七

健康保険法施行規則第百二十条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十八

健康保険法施行規則第百四十一条第一項の任意継続被保険者による前納した保険料の還付の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三条

法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

健康保険法第五十四条の健康保険組合が管掌する保険（以下この条において「組合管掌健康保険」という。）の被保険者に係る家族療養費（同法第百十条第七項において準用する同法第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給の調整に関する事務

###### 二

健康保険法第五十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給の調整に関する事務

###### 三

健康保険法第五十五条第二項の組合管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務

###### 四

健康保険法第九十九条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

健康保険法第百五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第百十三条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

健康保険法第百六条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

健康保険法第百八条の組合管掌健康保険の被保険者に係る傷病手当金の支給の調整に関する事務

###### 八

健康保険法第百十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

健康保険法第百十五条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

健康保険法施行規則第二十四条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十二

健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務

###### 十三

健康保険法施行規則第五十六条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十四

健康保険法施行規則第六十一条第二項の組合管掌健康保険の被保険者による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十五

健康保険法施行規則第六十二条の四第二項の組合管掌健康保険の被保険者による生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十六

健康保険法施行規則第九十八条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十七

健康保険法施行規則第百五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十八

健康保険法施行規則第百六十八条第一項の特例退職被保険者の資格取得の申出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第四条

法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第六条第一項の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第八号及び第六条第七号に掲げる事務を除く。）

#### 第五条

法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

船員保険法第三十三条第一項の療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給又は同条第五項の家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料若しくは家族出産育児一時金の支給の調整に関する事務

###### 二

船員保険法第三十三条第三項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務

###### 三

船員保険法第六十九条第一項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

船員保険法第七十二条第一項の葬祭料又は同法第八十条の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

船員保険法第八十四条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務

###### 十

船員保険法施行規則第六十四条第一項の船員法（昭和二十二年法律第百号）による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第六条

法別表第二の六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

船員保険法第六十九条第一項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

船員保険法第七十条の傷病手当金の支給の調整に係る事務

###### 三

船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

船員保険法第八十四条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

船員保険法第九十七条又は第九十九条第一項の遺族年金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務

###### 九

船員保険法施行規則第四十七条第一項の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

船員保険法施行規則第五十条第二項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

船員保険法施行規則第五十三条第二項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十二

船員保険法施行規則第八十七条の特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十三

船員保険法施行規則第九十五条の限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十四

船員保険法施行規則第百十三条第一項の休業手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十五

船員保険法施行規則第百十五条第一項の障害年金又は障害手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十六

船員保険法施行規則第百三十三条第一項の遺族年金の支給の停止又は同令第百三十四条第一項の遺族年金の支給の停止の解除の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第六条の二

法別表第二の七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金又は同法第二十二条の四第二項の遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八条の二第二項の傷病補償年金の支給の決定に係る届書又は同令第十八条の十三第二項の傷病年金の支給の決定に係る届書に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の年金である保険給付の受給権者の定期報告に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の二の年金である保険給付の受給権者の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の四第二項の遺族年金又は同法第二十三条第一項の傷病年金の各支払期月（同法第九条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務

#### 第七条

法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録又は同条第三号の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第八条

法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務

###### 三

児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務

###### 四

児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第九条

法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務

###### 三

児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務

###### 五

児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第十条

法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務

###### 三

児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務

###### 五

児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第十条の二

法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法第二十一条の五の二十九の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務

###### 二

児童福祉法第二十一条の五の三十一の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務

#### 第十条の三

法別表第二の十三の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務とし、同表の十三の項の主務省令で定める情報は、同条第一項に規定する児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

#### 第十一条

法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

児童福祉法施行規則第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第十一条の二

法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法第二十四条の二十の障害児入所医療費の支給に関する事務

###### 二

児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務

#### 第十二条

法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）

###### 二

児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）

###### 三

児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）

###### 四

児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）

###### 五

児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）

###### 六

児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）

###### ロ

措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

###### 七

児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号の三に係る部分に限る。）

###### 八

児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）

#### 第十二条の二

法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務とし、同表の十六の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

###### 二

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報

#### 第十二条の二の二

法別表第二の十六の三の項の主務省令で定める事務は、予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務、同法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務及び同法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務とし、同表の十六の三の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報とする。

#### 第十二条の三

法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、予防接種法施行令第十条第一項ただし書の医療費の額の調整に関する事務とし、同表の十七の項の主務省令で定める情報は、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

###### 二

高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

###### 三

介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

#### 第十三条

法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

予防接種法第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務

#### 第十三条の二

法別表第二の十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

予防接種法施行令第十二条第五項の障害児養育年金の額の調整に関する事務

###### 二

予防接種法施行令第十三条第五項の障害年金の額の調整に関する事務

#### 第十四条

法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務

###### 二

身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務

###### 三

身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務

#### 第十五条

法別表第二の二十二の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の同法第三十条の規定による費用の負担の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該費用の負担を受ける精神障害者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

###### 二

高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

###### 三

介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

#### 第十六条

法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）、当該措置入院者の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

###### 二

措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

#### 第十七条

法別表第二の二十四の項の主務省令で定める事務は、前条に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

生活保護実施関係情報

###### 二

中国残留邦人等支援給付実施関係情報

#### 第十八条

法別表第二の二十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第九条の障害等級の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第十九条

法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務

###### 二

生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務

###### 四

生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務

###### 五

生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務

###### 六

生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

#### 第二十条

法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

地方税法第二十四条第一項第二号に掲げる者に対する道府県民税又は同法第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務

###### 二

地方税法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務

###### 三

地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等又は租税特別措置法第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務

###### 四

地方税法第三百二十三条の市町村民税の減免に関する事務

###### 五

地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務

###### 六

地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務

###### 七

地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号及び次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務

###### 八

地方税法第六百八十四条の市町村法定外普通税の減免に関する事務

###### 九

地方税法第七百三条の四の国民健康保険税の課税に関する事務

###### 十

地方税法第七百十七条の水利地益税等の減免に関する事務

###### 十一

地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務

#### 第二十一条

法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務

###### 二

平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務

###### 三

地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務

###### 四

地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務

###### 五

地方税法第二百七十四条の道府県法定外普通税の減免に関する事務

###### 六

地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務

###### 七

地方税法第七百条の五十二第一項第二号又は第四号に掲げる者に対する狩猟税の課税に関する事務

###### 八

地方税法第七百条の六十二の狩猟税の減免に関する事務

###### 九

地方税法第七百十七条の水利地益税等の減免に関する事務

###### 十

地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務

#### 第二十二条

法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務

###### 二

公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務

###### 五

公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務

###### 八

公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務

###### 十

公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務

###### 十一

公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務

#### 第二十二条の二

法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務

###### 二

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十四条の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十五条の私立学校教職員共済制度の加入者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料の支給の調整に関する事務

###### 七

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第二十二条の三

法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項及び第七十九条の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務

###### 五

私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

私立学校教職員共済法施行規則第四条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

私立学校教職員共済法施行規則第四条の三第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

私立学校教職員共済法施行規則第四条の五第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による食事療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

私立学校教職員共済法施行規則第四条の六において準用する同令第四条の五第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による生活療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による特定疾病給付対象療養に係る日本私立学校振興・共済事業団の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

私立学校教職員共済法施行規則第四条の十三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による限度額適用の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第二十二条の四

法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定による申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務

##### ２

法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号において「第二号厚生年金被保険者」という。）であった者に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務

##### ３

法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務

##### ４

法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号において「第四号厚生年金被保険者」という。）であった者に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務

#### 第二十三条

法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この条において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

###### 二

保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 三

保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

#### 第二十四条

法別表第二の三十八の項の主務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

生活保護実施関係情報

###### 二

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 三

住民票に記載された住民票関係情報

#### 第二十四条の二

法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

国家公務員共済組合法第六十条第三項の共済組合の組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務

###### 二

国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

国家公務員共済組合法第六十一条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

国家公務員共済組合法第六十四条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の共済組合の組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

国家公務員共済組合法第六十五条の共済組合の組合員に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料の支給の調整に関する事務

###### 七

国家公務員共済組合法第六十六条第一項の共済組合の組合員による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務

###### 十

国家公務員共済組合法施行規則第九十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の二第二項の共済組合の組合員による申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十二

国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の三第二項の共済組合の組合員による食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十三

国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の四第二項の共済組合の組合員による生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十四

国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十五

国家公務員共済組合法施行規則第百五条の九第一項の共済組合の組合員による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第二十四条の三

法別表第二の四十の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

住民票に記載された住民票関係情報

#### 第二十四条の四

法別表第二の四十一の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

#### 第二十五条

法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

国民健康保険法第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務

###### 二

国民健康保険法第五十七条の二第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

国民健康保険法第五十七条の三第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

国民健康保険法第五十八条第一項の出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

国民健康保険法第五十八条第一項の葬祭費又は葬祭の給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

国民健康保険法第七十三条第一項の国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対する補助の算定に関する事務

###### 七

国民健康保険法第七十六条の保険料の賦課に関する事務

###### 八

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

国民健康保険法施行規則第九条（同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の世帯変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

国民健康保険法施行規則第十条の二第一項又は第二十条の二第一項の世帯主の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定の申請又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十二

国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定の申請又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十三

国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十四

国民健康保険法施行規則第二十七条の十三第一項の特定疾病に係る市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十五

国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十六

国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項又は同令第二十七条の十四の五の市町村若しくは組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第二十五条の二

法別表第二の四十三の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法第五十六条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表の四十三の項の主務省令で定める情報は、当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

健康保険法による保険給付の支給に関する情報

###### 二

船員保険法による保険給付の支給に関する情報

###### 三

私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

###### 四

国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

###### 五

地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

###### 六

高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

###### 七

介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

#### 第二十六条

法別表第二の四十四の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項の特例対象被保険者等の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の四十四の項の主務省令で定める情報は、当該届出に係る特例対象被保険者等に係る雇用保険法第十三条第三項の特定理由離職者又は同法第二十三条第二項の特定受給資格者に関する情報とする。

#### 第二十六条の二

法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

###### 二

地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

#### 第二十六条の三

法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号及び次号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請等に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務

#### 第二十六条の四

法別表第二の五十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

生活保護実施関係情報

###### 二

失業等給付関係情報

#### 第二十七条

法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務

###### 二

知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務

###### 三

知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務

#### 第二十八条

法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務

###### 五

住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務

###### 六

住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務

###### 七

住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務

###### 九

住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務

#### 第二十九条

法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十七号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

当該求職者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

###### 二

当該求職者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

#### 第三十条

法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務とし、同表の五十六の二の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

被災者（災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をいう。以下この条において同じ。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

###### 二

被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

###### 三

被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）

###### 四

被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

###### 五

被災者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

###### 六

被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

###### 七

被災者若しくはその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報

###### 八

被災者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

###### 九

被災者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

###### 十

被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

###### 十一

被災者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

###### 十二

被災者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

#### 第三十一条

法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 三の二

児童扶養手当法施行規則第三条の二第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 三の三

児童扶養手当法施行規則第三条の三第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三十一条の二

法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

地方公務員等共済組合法第六十二条第二項の共済組合の組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の調整に関する事務

###### 二

地方公務員等共済組合法第六十二条第三項の共済組合の組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務

###### 三

地方公務員等共済組合法第六十二条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

地方公務員等共済組合法第六十二条の三第一項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

地方公務員等共済組合法第六十六条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

地方公務員等共済組合法第六十七条の共済組合の組合員に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料の支給の調整に関する事務

###### 八

地方公務員等共済組合法第六十八条第一項の共済組合の組合員による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

地方公務員等共済組合法施行規程第百条第二項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務

###### 十一

地方公務員等共済組合法施行規程第百二条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 十二

地方公務員等共済組合法施行規程第百四条の二第一項の共済組合の組合員による申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十三

地方公務員等共済組合法施行規程第百六条の五第二項の共済組合の組合員による食事療養標準負担額の減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 十四

地方公務員等共済組合法施行規程第百六条の五の三において準用する同令第百六条の五第二項の共済組合の組合員による生活療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 十五

地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の四の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十六

地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の六第一項の共済組合の組合員による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三十一条の三

法別表第二の五十九の項の主務省令で定める事務は、地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の五十九の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

住民票に記載された住民票関係情報

#### 第三十一条の四

法別表第二の六十の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の六十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

###### 二

失業等給付関係情報

#### 第三十二条

法別表第二の六十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務

###### 二

老人福祉法第十一条の福祉の措置の実施に関する事務

###### ロ

第二号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

###### ハ

第二号被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

###### ニ

第二号被措置者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

###### 三

老人福祉法第二十一条の費用の支弁に関する事務

#### 第三十三条

法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

###### 二

失業等給付関係情報

###### 三

生活保護実施関係情報

###### 四

市町村民税に関する情報

###### 五

住民票に記載された住民票関係情報

###### 六

介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

###### 七

年金給付関係情報

#### 第三十四条

法別表第二の六十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項（同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十二条第一項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第六条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三十五条

法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

###### 二

当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

###### 三

当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

#### 第三十六条

法別表第二の六十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三十七条

法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第四条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三十八条

法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十三条及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三十八条の二

法別表第二の六十八の項の主務省令で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第三十八条の三

法別表第二の六十九の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務

###### 二

母子保健法第十一条の新生児の訪問指導に関する事務

###### 三

母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施に関する事務

###### 四

母子保健法第十三条第一項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務

###### 五

母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務

###### 六

母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務

###### 七

母子保健法第二十二条第一項の母子健康包括支援センターが行う同条第二項第二号から第五号までに掲げる事業の実施に関する事務

#### 第三十九条

法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

当該徴収に係る母子保健法第二十条の措置に係る未熟児（以下この条において「被措置未熟児」という。）又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

###### 二

被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

###### 三

被措置未熟児、当該被措置未熟児の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

###### 四

被措置未熟児、当該被措置未熟児の扶養義務者又は当該被措置未熟児と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

#### 第三十九条の二

法別表第二の七十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

地方公務員災害補償法附則第八条第一項の年金である補償の調整に関する事務

###### 二

地方公務員災害補償法附則第八条第二項の休業補償の額の調整に関する事務

#### 第四十条

法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第四十条の二

法別表第二の七十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

児童手当法第二十六条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第四十条の三

法別表第二の七十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

雇用保険法第九条第一項の労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認に関する事務

###### 二

雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する基本手当の受給資格、同法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格、同法第三十九条第二項に規定する特例受給資格、同法第四十五条若しくは第五十四条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる資格又は同法附則第十一条の二第一項の規定により教育訓練支援給付金の支給を受けることができる資格の決定についての審査に関する事務

###### 三

雇用保険法第十五条、第三十七条の四第五項、第四十条第三項、第四十七条（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）又は同法附則第十一条の二第二項の失業の認定についての審査に関する事務

###### 四

雇用保険法第三十一条第一項（第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第四十条第四項、第五十一条第三項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十一条の二第五項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付の請求についての審査に関する事務

#### 第四十一条

法別表第二の七十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

雇用保険法第六十一条の四第一項の介護休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第四十一条の二

法別表第二の七十八の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表の七十八の項の主務省令で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

健康保険法第九十九条又は第百三十五条の傷病手当金の支給に関する情報

###### 二

船員保険法第六十九条の傷病手当金又は同法第八十五条の休業手当金の支給に関する情報

###### 三

国民健康保険法第五十八条第二項の傷病手当金の支給に関する情報

###### 四

国家公務員共済組合法第六十六条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の傷病手当金の支給に関する情報

###### 五

地方公務員等共済組合法第六十八条の傷病手当金の支給に関する情報

###### 六

地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

#### 第四十二条

法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金、同令第百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金及び同令附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

###### 二

当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

#### 第四十三条

法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の一部負担金の算定に関する事務

###### 二

高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

高齢者の医療の確保に関する法律第八十五条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

高齢者の医療の確保に関する法律第八十六条第一項の葬祭費又は葬祭の給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第二項の保険料の賦課に関する事務

###### 六

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第八条第一項の障害認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十七条第二項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第四十二条第二項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十一条の二第一項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第一項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務

###### 十二

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十三

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務

#### 第四十三条の二

法別表第二の八十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

高齢者の医療の確保に関する法律第八十五条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第八条第一項の障害認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十七条第二項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第四十二条第二項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十一条の二第一項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第一項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務

###### 八

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務

###### 十

高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務

#### 第四十三条の三

法別表第二の八十四の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の八十四の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

住民票に記載された住民票関係情報

#### 第四十三条の三の二

法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

###### 二

厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

###### 三

国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

###### 四

国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

###### 五

地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

###### 六

労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報

###### 七

地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

###### 八

特別障害給付金関係情報

#### 第四十三条の四

法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務

###### 二

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務

#### 第四十四条

法別表第二の八十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務

###### 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務

###### 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務

###### 五

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務

###### 六

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

#### 第四十四条の二

法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

住民票に記載された住民票関係情報

#### 第四十五条

法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

住民票に記載された住民票関係情報

###### 三

年金給付関係情報

#### 第四十六条

法別表第二の九十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

介護保険法第十二条第三項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）

###### 二

介護保険法第二十条の介護給付等の支給の調整に関する事務

###### 三

介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）

###### 四

介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）

###### 五

介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）

###### 六

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）

###### 七

介護保険法施行規則第三十二条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）

##### ２

前項第五号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。

#### 第四十七条

法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務

###### 三

介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 六

介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

介護保険法第六十六条第一項又は第二項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務

###### 八

介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務

###### 九

介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務

###### 十

介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務

###### 十一

介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務

###### 十二

介護保険法第六十九条第一項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務

###### 十三

介護保険法第六十九条第一項又は第二項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務

###### 十四

介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務

###### 十五

介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務

###### 十六

介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十七

介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務

###### 十八

介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務

###### 十九

介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二十

介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二十一

介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 二十二

介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二十三

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

##### ２

前項第三号、第四号及び第二十二号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。

#### 第四十八条

法別表第二の九十六の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の九十六の項の主務省令で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

#### 第四十九条

法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項の同法第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の調整に関する事務

###### 三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第四十九条の二

法別表第二の百一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

住民票に記載された住民票関係情報

#### 第五十条

削除

#### 第五十一条

法別表第二の百三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第十一条の被保険者の資格の取得の申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申出に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

独立行政法人農業者年金基金法施行規則(平成十五年農林水産省令第九十五号)第四十二条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一項、第二項若しくは第三項又は第十一条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ、及びなお従前の例によることとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令(平成十三年厚生労働省・農林水産省令第四号)第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則(昭和四十五年厚生省・農林省令第二号)第三十八条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第五十二条

法別表第二の百四の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号又は附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百四の項の主務省令で定める情報は、当該請求に係る同法第三条の児童生徒等又は同法附則第八条第一項の児童が属する世帯の世帯主に係る生活保護実施関係情報とする。

#### 第五十三条

法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### ヘ

学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

###### 二

独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務

###### 四

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第三項の規定による学資貸与金の学資金被貸与者又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者（以下この号において「学資支給金返還者」という。）の割賦金の額及び返還の期限の決定に関する事務

###### 五

独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

#### 第五十四条

法別表第二の百七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第十六条の二の未支払の特別障害給付金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第四条第一項の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第七条第一項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第五十五条

法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務

###### 三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十八条の訓練等給付費の支給（就労継続支援B型に係るものに限る。）の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 四

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十四条第一項の特定障害者特別給付費又は同法第三十五条第一項の特例特定障害者特別給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 五

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務

###### 六

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 七

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務

###### 八

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 十

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 十一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第五十五条の二

法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務

###### 二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務

###### 四

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第五十五条の三

法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務

###### 三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条の療養介護医療費又は同法第七十一条の基準該当療養介護医療費の支給に関する事務

###### 四

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第五十六条

法別表第二の百十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項又は第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十一の項の主務省令で定める情報は、当該書類を提出する者又は死亡した当該書類の提出に係る施行前裁定特例給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

#### 第五十七条

法別表第二の百十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十二の項の主務省令で定める情報は、当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

#### 第五十八条

法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第五十九条

法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

###### 一

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（当該者の配偶者、子及び父母に限る。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

###### 三

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

###### 四

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

###### 五

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

###### 六

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

###### 七

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

###### 八

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別障害給付金関係情報

###### 九

当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金生活者支援給付金関係情報

#### 第五十九条の二

法別表第二の百十五の二の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務とし、同表の百十五の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した当該予防接種に関する記録に関する情報とする。

#### 第五十九条の二の二

法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務

###### 二

子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 三

子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更に関する事務

###### 四

子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務

###### 五

子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務

###### 六

子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務

###### 七

子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務

###### 八

子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務

###### 九

子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務

###### 十

子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務

###### 十一

子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務

###### 十二

子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第三号ロに掲げるものに限る。）

#### 第五十九条の二の三

法別表第二の百十七の項の主務省令で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

###### 一

道府県民税又は市町村民税に関する情報

###### 二

住民票に記載された住民票関係情報

#### 第五十九条の三

法別表第二の百二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

###### 一

難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

###### 二

難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務

###### 三

難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務

###### 四

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 第六十条

この命令に定めるもののほか、法第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度その他の法別表第二の主務省令で定める事務及び情報の範囲に関し必要な事項は、内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

# 附　則

この命令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### ２

日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において法附則第三条の二第二項に規定する政令で定める日までの間においては、法第十九条第七号の情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号の条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

# 附　則（平成二八年九月一二日内閣府・総務省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

###### 一

第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）

###### 二

第二条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第七条第一号の改正規定

# 附　則（平成二九年五月二六日内閣府・総務省令第四号）

この命令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

##### ２

日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において法附則第三条の二第二項に規定する政令で定める日までの間においては、法第十九条第七号の情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号の条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

# 附　則（平成二九年七月一四日内閣府・総務省令第六号）

この命令は、公布の日の翌日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三一日内閣府・総務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年六月二七日内閣府・総務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三一年二月五日内閣府・総務省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日内閣府・総務省令第四号）

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和元年九月三〇日内閣府・総務省令第八号）

この命令は、公布の日から施行する。

###### 一

第一条第二号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第二条第十号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、同条第十一号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十七号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第三条第十一号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十二号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第四条第二号中「次条第六号」を「次条第八号」に、「第六条第六号」を「第六条第七号」に改め、同号ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第五条中第九号を第十号とし、同条第八号中「当該確認に係る被扶養者に係る医療保険資格者等に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイからニまでを加える改正規定（ニを加える部分に限る。）及び同条第七号中「当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイからニまでを加える改正規定（ニを加える部分に限る。）、第十九条第一号中ウをヰとし、ネからムまでをナからウまでとし、ツの次にネを加える改正規定及び同条第二号から第六号までの改正規定、第二十条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十二条の二第八号中「当該申請に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイ、ロ及びハを加える改正規定（ハを加える部分に限る。）、第二十四条の二第八号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第九号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第三十一条の二第九号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第四十四条第一号中ウをヰとし、ネからムまでをナからウまでとし、ツの次にネを加える改正規定及び同条第二号から第六号までの改正規定、第五十三条第一号ト中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に、「雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報」を「失業等給付関係情報」に改め、同号中トをルとし、ルの次にヲ及びワを加える改正規定（ヲを加える部分に限る。）、第五十九条第一号中「当該申請を行う者」を「当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（当該者の配偶者、子及び父母に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号から第七号までの規定中「当該申請を行う者」を「当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者」に改め、同条第七号の次に二号を加える改正規定（第九号を加える部分に限る。）、第五十九条の二第一号中「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」を「子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定」に改め、同号イ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号ロ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に、「同一の世帯に属する者」を「同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号ハからワまで、同条第三号、第四号及び第五号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める改正規定（「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に、「同一の世帯に属する者」を「同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改める部分を除く。）並びに第五十九条の三各号列記以外の部分中「百十九の項」を「百二十の項」に改め、同条第一号中ヲをワとし、ヘからルまでをトからヲまでとし、同号ホ中「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報」を「特別障害給付金関係情報」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、同号ハ中「保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）」を「保護者」に改め、同号中ハをニとし、ロの次にハを加える改正規定（各号列記以外の部分中「百十九の項」を「百二十の項」に改める部分に限る。）

###### 二

第五十三条第一号ト中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に、「雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報」を「失業等給付関係情報」に改め、同号中トをルとし、ルの次にヲ及びワを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分及びワを加える部分に限る。）、同号ヘ中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改め、同号中ヘをヌとし、同号ホ中「学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者」に改め、同号中ホをヘとし、ヘの次にト、チ及びリを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分、「学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者」に改める部分に限る。）、同号ニ中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同号イの次にロを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分に限る。）

# 附　則（令和元年一二月二六日内閣府・総務省令第九号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日内閣府・総務省令第二号）

この命令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年四月一日内閣府・総務省令第四号）

この命令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年七月三一日内閣府・総務省令第八号）

この命令は、公布の日から施行する。